

令和7年 3月21日

お客様各位

信用組合 横浜華銀

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を令和8年3月21日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、信用組合横浜華銀を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、下記までご照会ください。

信用組合横浜華銀 本店	045-681-7328
受付時間	月～金曜日 9時～17時（祝日を除く）

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上